



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月15日金曜日 第711号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（漁政課）… 285

### 告 示

- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 286
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ 〃 ）… 286
- 指定施術機関の辞退……………（ 〃 ）… 286
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定……………（ 〃 ）… 286
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出……………（ 〃 ）… 286
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出……………（ 〃 ）… 286
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（障がい福祉課）… 287
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧……………（農地整備課）… 287
- 公有水面埋立免許の出願（2件）……………（港湾海岸課）… 287
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 290
- 土地改良区の定款変更の認可（5件）……………（ 〃 ）… 290
- 介護員養成研修事業者の指定……………（中予地方局地域福祉課）… 291

### 教育委員会公告

- 令和9年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について……………（高校教育課）… 291

### 公営企業管理規程

- 愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程……………（公営企業管理局総務課）… 291

### 規 則

#### ○愛媛県規則第30号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後<u>令和9年3月31日</u>までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後<u>令和8年3月31日</u>までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

省略

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
うちぬき生活習慣病・健診・内視鏡クリニック	西条市喜多川577-1	令和8年4月1日
久万高原町国民健康保険柳谷診療所	上浮穴郡久万高原町柳井川849番地2	令和8年4月1日
河辺整形外科	伊予郡松前町大字浜858番地	令和8年4月1日

○愛媛県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社はるかぜ	高松市鹿角町282-12	訪問看護ステーションはるかぜ愛媛	東温市北方甲3115-2貸家2号	令和8年4月1日

○愛媛県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ファミリエ	八幡浜市保内町宮内1番耕地570番地1	グループホーム橙園	八幡浜市保内町宮内1番耕地583番地1	令和8年3月31日

○愛媛県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年5月15日

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
アール薬局	宇和島市吉田町北小路201-2	令和8年2月28日
坂根医院	西条市喜多川438の4	令和8年3月18日
わたなべハートクリニック	宇和島市朝日町三丁目1の6	令和8年3月31日
伊予市国民健康保険直営中山歯科診療所	伊予市中山町中山丑352番地1	令和8年3月31日

○愛媛県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定施術機関の辞退があった。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施 術 所 名称	施 術 所 所在地	辞 退 日
			年 月 日
坪内隆典	いかた接骨院	西宇和郡伊方町湊浦1002-12	令和8年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ファミリエ	八幡浜市保内町宮内1番耕地570番地1	グループホーム橙園	八幡浜市保内町宮内1番耕地583番地1	令和8年3月31日

○愛媛県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マック中之庄調剤薬局	四国中央市中之庄町573-18	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局（育成医療・更生医療）	令和8年5月1日
マック川東調剤薬局	新居浜市宇高町1丁目2-40	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局（育成医療・更生医療）	令和8年5月1日
マック今治立花調剤薬局	今治市郷本町1-2-15	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局（育成医療・更生医療）	令和8年5月1日
ファーマシ薬局今治	今治市喜田村7丁目2番42号	株式会社アインファーマシーズ	札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役 淡路 英 広	薬局（育成医療・更生医療）	令和8年5月1日

○愛媛県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地		
株式会社はるかぜ	香川県高松市鹿角町282-12	代表取締役 鈴木 良	訪問看護ステーションはるかぜ愛媛	東温市北方甲3115-2 貸家2号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和8年5月1日

○愛媛県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、西予市野村町野村、阿下地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・野村地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
令和8年5月18日から6月12日まで
- 縦覧場所  
西予市役所本庁、同野村支所及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第437号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局大洲土木事務所及び大洲市役所長浜支所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年5月15日

長浜港港湾管理者 愛媛県

愛媛県知事 中 村 時 広

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
愛媛県松山市一番町4丁目4番2  
代表者 愛媛県知事 中村 時広  
愛媛県松山市岩崎町1丁目7番7
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域  
(1) 埋立区域  
ア 位置  
大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面  
イ 区域  
次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経132度28分48秒1588の地点

1点は、基点から真北94度59分47秒、517.97メートルの地点

2点は、1点から真北93度18分38秒、39.22メートルの地点

3点は、2点から真北165度04分35秒、4.26メートルの地点

4点は、3点から真北165度15分15秒、128.73メートルの地点

5点は、4点から真北255度14分45秒、3.00メートルの地点

6点は、5点から真北345度15分14秒、32.73メートルの地点

7点は、6点から真北255度15分22秒、12.00メートルの地点

8点は、7点から真北345度15分16秒、80.00メートルの地点

9点は、8点から真北75度15分18秒、12.00メートルの地点

10点は、9点から真北345度15分21秒、16.98メートルの地点

11点は、10点から真北273度22分46秒、34.32メートルの地点

ウ 面積

1,501.88平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面

イ 区域

次のア点から七点までを順次直線で結んだ線及び七点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経132度28分48秒1588の地点

ア点は、基点から真北94度59分47秒、517.97メートルの地点

イ点は、ア点から真北93度18分38秒、39.22メートルの地点

ウ点は、イ点から真北165度04分35秒、4.26メートルの地点

エ点は、ウ点から真北55度32分07秒、216.02メートルの地点

オ点は、エ点から真北163度54分17秒、211.79メートルの地点

カ点は、オ点から真北254度23分42秒、139.39メートルの地点

キ点は、カ点から真北265度17分48秒、70.04メートルの地点

ク点は、キ点から真北255度14分45秒、3.00メートルの地点

ケ点は、ク点から真北345度15分14秒、32.73メートルの地点

コ点は、ケ点から真北255度15分22秒、12.00メートルの地点

サ点は、コ点から真北345度15分16秒、80.00メートルの地点

シ点は、サ点から真北75度15分18秒、12.00メートルの地点

ス点は、シ点から真北345度15分21秒、16.98メートルの地点

セ点は、ス点から真北273度22分46秒、34.32メートルの地点

ウ 面積

37,544.24平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願年月日

令和8年4月24日

○愛媛県告示第438号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局大洲土木事務所及び大洲市役所長浜支所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年5月15日

長浜港港湾管理者 愛媛県

愛媛県知事 中村時広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

大洲市

愛媛県大洲市大洲690番1

代表者 大洲市長 二宮 隆久

愛媛県大洲市大洲690番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線、7点と8点を結ぶ令和7年秋分の日満潮位（C. D. L. +3.05m）の陸と公有水面との接する線並びに8点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経132度28分48秒1588の地点

1点は、基点から真北95度17分59秒、555.48メートルの地点

2点は、1点から真北165度15分21秒、16.98メートルの地点  
 3点は、2点から真北255度15分18秒、12.00メートルの地点  
 4点は、3点から真北165度15分16秒、80.00メートルの地点  
 5点は、4点から真北75度15分22秒、12.00メートルの地点  
 6点は、5点から真北165度15分14秒、32.73メートルの地点  
 7点は、6点から真北75度14分45秒、3.00メートルの地点  
 8点は、7点から真北331度01分06秒、144.83メートルの地点

ウ 面積

84,417.80平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からポ点までを順次直線で結んだ線及びポ点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経132度28分48秒1588の地点

ア点は、基点から真北95度17分20秒、558.63メートルの地点

イ点は、ア点から真北55度32分07秒、216.02メートルの地点

ウ点は、イ点から真北163度54分17秒、211.79メートルの地点

エ点は、ウ点から真北254度23分42秒、139.39メートルの地点

オ点は、エ点から真北265度17分48秒、70.04メートルの地点

カ点は、オ点から真北175度01分12秒、19.42メートルの地点

キ点は、カ点から真北172度42分01秒、1.67メートルの地点

ク点は、キ点から真北93度32分51秒、43.59メートルの地点

ケ点は、ク点から真北189度23分10秒、0.74メートルの地点

コ点は、ケ点から真北255度04分49秒、10.11メートルの地点

サ点は、コ点から真北235度22分36秒、12.09メートルの地点

シ点は、サ点から真北216度18分33秒、10.24メートルの地点

ス点は、シ点から真北204度08分14秒、84.24メートルの地点

セ点は、ス点から真北263度40分12秒、6.82メートルの地

点

ソ点は、セ点から真北294度03分39秒、37.14メートルの地点

点

タ点は、ソ点から真北285度26分33秒、0.38メートルの地点

点

チ点は、タ点から真北286度11分59秒、0.34メートルの地点

点

ツ点は、チ点から真北201度57分18秒、27.42メートルの地点

点

テ点は、ツ点から真北211度13分41秒、5.58メートルの地点

点

ト点は、テ点から真北227度51分02秒、7.27メートルの地点

点

ナ点は、ト点から真北250度07分20秒、8.36メートルの地点

点

ニ点は、ナ点から真北272度13分04秒、44.32メートルの地点

点

ヌ点は、ニ点から真北295度17分01秒、11.34メートルの地点

点

ネ点は、ヌ点から真北203度50分46秒、6.40メートルの地点

点

ノ点は、ネ点から真北294度18分14秒、7.79メートルの地点

点

ハ点は、ノ点から真北204度32分09秒、6.97メートルの地点

点

ヒ点は、ハ点から真北162度58分58秒、0.35メートルの地点

点

フ点は、ヒ点から真北181度22分25秒、1.71メートルの地点

点

ヘ点は、フ点から真北186度26分42秒、2.11メートルの地点

点

ホ点は、ヘ点から真北199度09分14秒、5.14メートルの地点

点

マ点は、ホ点から真北204度15分14秒、60.08メートルの地点

点

ミ点は、マ点から真北250度19分46秒、9.91メートルの地点

点

ム点は、ミ点から真北294度20分01秒、10.02メートルの地点

点

メ点は、ム点から真北296度56分34秒、4.54メートルの地点

点

モ点は、メ点から真北293度21分59秒、39.70メートルの地点

点

ヤ点は、モ点から真北293度20分19秒、12.31メートルの地点

点

ユ点は、ヤ点から真北293度08分47秒、33.90メートルの地点

点

ヨ点は、ユ点から真北298度37分00秒、3.72メートルの地点

点

ラ点は、ヨ点から真北293度57分20秒、86.53メートルの地点

点

リ点は、ラ点から真北23度54分36秒、3.88メートルの地点

点

ル点は、リ点から真北292度58分47秒、41.09メートルの地

点  
レ点は、ル点から真北199度46分01秒、5.25メートルの地点  
点  
ロ点は、レ点から真北292度38分44秒、6.49メートルの地点  
点  
ワ点は、ロ点から真北24度28分12秒、5.98メートルの地点  
ヲ点は、ワ点から真北309度42分10秒、25.95メートルの地点  
点  
ン点は、ヲ点から真北307度49分12秒、18.82メートルの地点  
点  
ガ点は、ン点から真北29度42分39秒、16.86メートルの地点  
点  
ギ点は、ガ点から真北30度43分53秒、41.96メートルの地点  
点  
グ点は、ギ点から真北299度35分06秒、15.64メートルの地点  
点  
ゲ点は、グ点から真北302度17分46秒、4.09メートルの地点  
点  
ゴ点は、ゲ点から真北332度31分05秒、6.01メートルの地点  
点  
ザ点は、ゴ点から真北339度11分24秒、11.44メートルの地点  
点  
ジ点は、ザ点から真北30度14分34秒、42.86メートルの地点  
点  
ズ点は、ジ点から真北349度28分54秒、5.00メートルの地点  
点  
ゼ点は、ズ点から真北79度29分05秒、7.65メートルの地点  
ゾ点は、ゼ点から真北98度52分36秒、15.54メートルの地点  
点  
ダ点は、ゾ点から真北117度41分47秒、13.07メートルの地点  
点  
ヂ点は、ダ点から真北68度53分46秒、2.17メートルの地点  
ヅ点は、ヂ点から真北33度51分47秒、33.71メートルの地点  
点  
ヅ点は、ヅ点から真北36度45分28秒、9.90メートルの地点  
ド点は、ヅ点から真北42度12分06秒、4.17メートルの地点  
バ点は、ド点から真北46度20分38秒、4.40メートルの地点  
ビ点は、バ点から真北48度23分44秒、10.64メートルの地点  
点  
ブ点は、ビ点から真北52度14分22秒、16.39メートルの地点  
点  
ベ点は、ブ点から真北59度23分09秒、6.72メートルの地点  
ボ点は、ベ点から真北51度55分25秒、74.59メートルの地点  
点  
パ点は、ボ点から真北93度00分21秒、22.67メートルの地点  
点  
ピ点は、パ点から真北3度05分32秒、0.80メートルの地点  
プ点は、ピ点から真北93度04分22秒、114.52メートルの地点  
点  
ペ点は、プ点から真北183度36分12秒、0.80メートルの地点  
点  
ポ点は、ペ点から真北93度04分19秒、50.31メートルの地点

ウ 面積  
143,805.83平方メートル  
3 埋立地の用途  
ふ頭用地、公共施設用地、便益施設用地、スポーツ・レクリエーション施設用地、緑地、道路用地  
4 出願年月日  
令和8年4月24日

○愛媛県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月15日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 々	田 坂 勝 明 矢 野 新一郎	西条市喜多川1507 西条市神拝甲225-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 々	山 路 健 村 上 雅 好	西条市神拝甲216-3 西条市喜多川699

○愛媛県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市蒼社川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月15日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月15日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市萩生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月15日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四国中央市三島土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月15日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ

り、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月15日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

○愛媛県告示第445号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和8年5月15日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
ハニーコーポレーション株式会社	愛媛県松山市西石井一丁目1番25号	介護職員初任者研修 通信課程及び生活援助 従事者研修 通信課程	令和8年 4月30日

教育委員会公告

○公 告

令和9年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る  
学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及  
び合格者の発表の日について

令和9年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

令和8年5月15日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	特色入学者選抜	定時制の課程の 第2次募集
学力検査等の期日	令和9年3月4日（木）及び同月5日（金） ※追検査 令和9年3月12日（金）	令和9年1月29日（金）	令和9年3月30日（火）
合格者の発表の日	令和9年3月18日（木）	令和9年3月18日（木）	令和9年3月31日（水）

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月文部科学省告示第14号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和9年3月9日（火）
合格者の発表の日	令和9年3月19日（金）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年5月15日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

名称	区 分	単位	金 額	備考
省略				
後発医薬品のある先発医薬品に係る特別の料金	入院中の患者以外の患者に対して、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号の2に規定する医薬品の処方等又は調剤を行った場合（告示第498号第9号の3に規定する場合を除く。）	1件	後発医薬品のある先発医薬品の薬価（使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）別表に規定する薬価をいう。以下同じ。）から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に $\frac{2}{1}$ を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に1点につき10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
省略				
食事提供料	入院中の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	<u>750円</u>	
省略				

注 省略

名称	区 分	単位	金 額	備考
省略				
後発医薬品のある先発医薬品に係る特別の料金	入院中の患者以外の患者に対して、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号の2に規定する医薬品の処方等又は調剤を行った場合（告示第498号第9号の3に規定する場合を除く。）	1件	後発医薬品のある先発医薬品の薬価（使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）別表に規定する薬価をいう。以下同じ。）から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に $\frac{4}{1}$ を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に1点につき10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
省略				
食事提供料	入院中の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	<u>710円</u>	
省略				

注 省略

附 則

この管理規程は、令和8年6月1日から施行する。